

「防災の日常化」で 災害に強い地域づくりを!

三重県防災対策推進条例

(令和2年3月24日公布・施行)



「防災の日常化」とは何?

県民一人ひとりが、地震・津波・洪水などから身を守るために災害を自身に関係することとして捉え、防災対策を特別なものではなく日々の生活と一緒に進め、災害対応力が身についている考え方です。



三重県防災対策推進条例は どのような条例ですか？



三重県では、南海トラフや県内活断層を震源とする地震の発生が危惧されています。また、台風や最近の気候変動の影響による集中豪雨が増加しています。

このような状況で、自らの身の安全は自らが守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」、県や市町及び防災関係機関が担う「公助」の考え方のもと、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティアなど、皆さんと力を合わせて災害に強い三重をつくるために、総合的かつ計画的に防災対策を推進することをめざした条例です。



今回、条例が改正されたようですが？

近年の災害の教訓を踏まえた対応や、Society 5.0、SDGsなど今後の情勢を見越して改正を行いました。
条例のポイントをお伝えします。

いつも
心に防災を

改正事項

総則【条例全体に共通する事項】

災害の態様や規模に変化が見られる中、今後、災害から命を守るために、県民一人ひとりが災害を「自分事」として捉え、防災対策を非日常的な特別な活動と考えるのではなく、日々の生活と一緒になもの（防災の日常化）とする考え方の定着を図り、地域の防災力を高めてゆく必要があります。

■ 基本理念の追加（第3条）

「防災の日常化」を基本理念で定めるとともに、自然災害で培われた知識や技術を活用し、早期の復旧復興に備えた対策を行うように新たに定めました。また、地域特性、高齢者、障がい者、乳幼児など、被災者の事情をふまえて、防災対策を実施するよう新たに定めました。



■表彰制度（第12条）

地域における優れた防災活動を表彰し、他の地域に普及させるため「みえの防災大賞」を実施していきます。



皆さん（自助）（共助）に関すること

災害予防対策【災害への備え】

■防災知識の習得（第13条）

防災訓練、防災研修に積極的に参加するとともに、避難場所、避難経路、地域の危険な場所を前もって確認しておきましょう。東日本大震災で、「釜石の奇跡」の例があったように、地域の災害での教訓の伝承等により、防災対策に寄与するよう定めました。

災害を
イメージ
しよう

■要配慮者への支援（第17条）

災害が発生した場合に支援を迅速かつ的確に受けることができるよう、要配慮者の皆さん、支援者の皆さんは、必要に応じて自主防災組織や市町に協力し、前もって必要な情報を提供いただくようお願いします。

地域の
みんなで
備えよう

■地区防災計画策定の普及促進（第41条）

大規模災害が発生した場合、地域コミュニティによる「共助」が、避難誘導や避難所運営等で重要な役割を果たしてきました。こうした「共助」を進めるため「地区防災計画」による防災力の向上が求められています。

地域における「共助」をより進めるために有効な“地区防災計画”について、普及啓発と策定支援を実施するよう新たに定めました。

地域の防災力
向上のため
「地区防災計画」
の策定を進め
ましょう



■消防団の充実強化（第50条）

消防団員は、それぞれの職業を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、住民の安心・安全を守るという重要な役割を担っています。

しかしながら、消防団は、全国的に団員数の減少や平均年齢の上昇などの課題を抱えており、団員の確保を含めた消防団の充実・強化に取り組んでいく必要があります。

消防団活動に理解と参加をお願いします

地域の防災力を向上させる消防団の充実強化のための支援等について新たに定めました。

災害応急対策【災害が発生した場合又は、差し迫った場合の対応】

■災害時における迅速な避難（第61条）

地震が発生した場合、津波から避難するため、沿岸周辺では「少しでも早く」「少しでも高く」避難する必要があります。また、災害・避難情報（南海トラフ地震臨時情報を含む）を受け取った場合、自身の安全を確保する必要があります。

風水害が発生した場合も、速やかに安全な場所（避難所等）に避難する必要があります。

危険を感じたら
すぐ避難
しましょう

条例の再整理を行い、災害時における迅速な避難について定めました。

事業者に関すること

■帰宅困難者の発生の防止（第69条）

災害発生時の一斉帰宅による混乱を回避するため、従業員の一斉帰宅の抑制に努める必要があります。

事業者が一斉帰宅の抑制を行うよう新たに定めました。

正確な情報を入手し、安全な場所で待機してください



いつも心に防災を



県、市町（公助）に関すること

■ 新たな防災技術の活用（第7条）

ICTを活用するなど、新たな防災・減災技術を活用し対策を進めます。

■ 防災人材の育成（第32条）

早期の復旧復興を成し遂げるため、庁内の人材育成を行います。

■ BCPの整備（第34条）

BCP策定と事業者のBCP策定支援を行います。

■ 協定の活用（第56条）

協定を災害時に適切に運用できるように訓練等にて確認していきます。

■ 広域受援計画に基づく対策（第57条）

大規模災害時に効率的な被災者支援を行うための計画に基づき対策を実施します。

■ タイムラインによる応急対策の実施（第58条）

予め予測できる風水害等について、「いつ」「誰が」「何をするか」を時系列で整理したタイムラインによる応急対策を実施します。

■ 復興体制の準備（第59条）

早期の復興を見据えた復興計画のための復興指針の策定など復興体制の整備について、事前から検討します。

■ 被災者に関する情報提供（第71条）

災害発生において、被災者の適切な救出等に必要な場合、情報提供を行えるように規定を定めました。

■ 避難所における良好な生活の確保、災害関連死の防止（第73条）

避難所の良好な生活環境を確保するように市町の役割として定めました。

■ 被災地への応援（第79条）

被災地の災害応急対応や、県の災害対応力を強化するために職員派遣を行うことを規定しました。

■ 再度の災害の防止・復旧の実施（第84条）

災害が再発しないように復旧の措置を講じることを定めました。





変わらず取り組むこと

【改正前から取り組んでいるもの】



県民の皆さん

- 建築物の耐震性の確保をお願いします。(第14条)
- 家具の固定、備蓄品の準備をしておきましょう。(第15条)
- 災害が発生した場合または災害が発生する恐れがある場合、避難・災害情報の伝達・火災発生の防止・救出・応急手当など、相互協力をお願いします。(第60条)
- 県民の皆さんは地域の災害の復旧及び復興の主体です。生活再建や地域社会の再生のため行動が必要です。(第81条)

自主防災組織の皆さん

- 地域の防災力の向上のため、地域住民が参加する防災訓練等を行いましょう。(第21条)
- 県、市町、要配慮者に関する団体等と連携して、あらかじめ要配慮者の方の避難を支援する体制を作りおきましょう。(第24条)
- 災害が発生した場合は、地域住民・県・市町等と連携して、火災の防止、救出、応急手当、自主的な避難所の運営などを行いましょう。(第65条)

事業者の皆さん

- 事業所内の安全の確保、BCPの策定などを行いましょう。(第26条)
- 従業員に対して事業所内での防災教育の実施や防災訓練等への参加の機会を確保することに努めましょう。(第27条)

県や市町が取り組むこと

- 県民の方々の防災意識の高揚のため、防災教育の充実に努めます。(第31条)
- 職員の防災に関する職務の習熟と防災意識の高揚を図ります。(第33条)
- 避難行動要支援者の支援を行う体制の整備に努めます。(第35条)
- 津波・洪水・高潮・波浪・浸水により生じる被害が予測される区域において、必要な施設の整備及び適正な維持管理に努めます。(第42条)
- 土木施設の安全性の確保に努めます。(第43条)
- 自主防災組織の活動への支援を行います。(第53条)
- 防災ボランティアなどによる活動への支援を行います。(第54条)
- 災害が発生した場合に避難・救出・応急手当・医療など必要な体制を速やかに確立します。(第70条)



三重県防災対策部 防災企画・地域支援課

TEL:059-224-2184 FAX:059-224-2199

気象情報や台風・地震に関する情報、台風の接近に伴う避難の呼びかけや防災情報を配信しています。

まずはWEBをご覧ください

防災みえ.jp
<http://www.bosaimie.jp/>



LINE@

